

**サービス利用会員**  
**「スポーツ団体傷害保険」**

## スポーツ団体傷害保険（A1 区分）

豊島サッカークラブでは、お子様の活動中の怪我や不慮の事故等の対応、また各種大会参加で保険加入が絶対条件になっているため、サービス利用会員にはスポーツ団体傷害保険に加入して頂いています。

金額は一年期間で 800 円（実費）です。入会時、または 4 月の前期会費お振込みの際に一緒にお支払い下さい。

※ 800 円は平成 24 年度（2014 年）現在の価格です。年度によって価格変動があることをあらかじめご了承下さい。

※ スポーツ団体傷害保険は一年間の掛け捨てです。一年未満の途中退会であっても返金はできません。あらかじめご了承下さい。

スポーツ団体傷害保険（A1 区分）の内容は下記の通りです。

### <保険保証・活動範囲>

#### ●保証される範囲

- ① 団体での活動中 … 加入手続きを行った「団体の管理下」における団体活動中の事故。

※ 「団体管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。

集合 → 準備 → 活動 → 片づけ → 解散

※ 合宿中などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。

- ② 団体活動への往復中 … 加入手続きを行った団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中。

※ 自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

※ 学校管理下の活動は対象となりません。

※ 学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明が必要となります。学校管理下か否かは学校長の判断によります。

- 保証される期間 平成〇年(今年) 4月1日午前0時から平成〇年(翌年) 3月31日午後12時までの一年間。

### <保険保証・種別>

#### ●傷害保険

- ・対象となる事故 … 被保険者（補償の対象となる方）が日本国内での団体の活動中および往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害（熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償。

- ・支払われる保険金（対象となる治療期間・限度日数）

①死亡保険金 → 事故の日からその日を含めて 180 日以内の死亡。

②後遺障害保険金 → 事故の日からその日を含めて 180 日以内の後遺障害。

③入院保険金 → 事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院。

④手術保険金 → 事故の日からその日を含めて 180 日以内の所定の手術。

⑤通院保険金 → 支払日数は 90 日を限度とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院。

- ・支払われる保険金（対象金額）

①死亡保険金 → 2,000 万円まで。

②後遺障害保険金 → 最高 3,000 万円まで。

③入院保険金 → 1 日につき 4,000 円。

④手術保険金 → 実費。

⑤通院保険金 → 1 日につき 1,500 円。

※入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術については、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の治療とみなします。

※死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。

※後遺障害保険金は、程度によって最高額の4%～100%が支払われます。保険期間を通じ合算して後遺障害保険金額が限度となります。

※治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いいたします。

・入院中：入院保険金日額の10倍　・入院中以外：入院保険金日額の5倍

※治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に、保険金をお支払いいたします。

・入院中：入院保険金日額の10倍　・入院中以外：入院保険金日額の5倍

※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外手術があります。

※1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回に限りです。

※1事故に基づくケガに対しての入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した場合、その日数に対し、通院保険金が支払われます。

※入院、通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。

※同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。

※入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院・通院保険金は重複して支払われません。

※これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

## ●賠償責任保険

- ・対象となる賠償 … 被保険者が日本国内で行う団体の活動中および往復中に、またはそれらを行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象。

- ・支払われる保険内容 …

①被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われる。

- ・被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（注1）

※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。

- ・保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（注2）
- ・他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用（注3）
- ・他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用（注3）
- ・保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用（注3）

（注1）損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

（注2）争訟費用については原則としてその全額が保険金のお支払対象となりますが、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

（注3）原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。

②損害賠償金は、被害者、他の者（たとえば施設の管理者）の責任割合を勘案して決定される。賠償事故は、加害者の一方的な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談等については、事前に東京海上日動と十分相談のこと。

なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はない。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていくことになる。

③この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われる。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

## ●突然死葬祭費用保険

- ・対象となる事故 … 被保険者が日本国内での保険期間中の団体活動中および往復中に突然死※した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象。

※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血当の脳血管疾患等を死因とし、下記のいずれかに該当する死亡をいいます。

- ・支払われる保険内容 …

①被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実額が支払われる。

〈保険金の支払い対象となる葬祭費用〉

通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用（初七日・四十九日法要などその後の費用を含む。）

②保険金の支払いに際し、領収証や振込明細票等、支出額・支出内容の分かる資料をご提出いただき、資料のご提出が困難な費用（お布施等）に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払われる。

③この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われる。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

## 「注意！ 保険金が支払れない場合」

### ●傷害保険

#### ①次のような事由により生じた傷害

- ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転。
- ・被保険者の脳疾患、疾病（心臓疾患を含む。）、心神喪失。
- ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。（保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。）
- ・地震、噴火、津波、戦争その他の変乱（テロ行為によるケガは対象となる。）、放射能汚染など。

#### ②むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの。

#### ③学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害。

（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われる。）

#### ④山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害。

（ただし、D区分に加入の場合は対象となる。）

#### ⑤AW区分の「団体活動中および往復中」以外での熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒。

#### ⑥次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われない。

- ・急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となる。）
- ・野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害
- ・成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症、腰椎分離症など）など

#### ⑦日本国外での事故および保険期間外に発生した事故。

### ●賠償責任保険

#### ①法律上の賠償責任が発生しない損害。

（例1）サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをさせた場合。

（例2）野球でボールが相手のメガネにあたり、メガネを破損させた場合。

※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしていても、不可避免的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。

（例3）体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合。

※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生し、団体の構成員個人として賠償責任を負うケースはないものと考えられます。

#### ②次のような事由に起因する賠償責任。

- ・被保険者の故意
  - ・被保険者または被保険者の指図による暴行・殴打
  - ・自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（人力または風力を原動力とするものを除く。）の所有、使用または管理
- （例）自動車で集合場所へ行く途中、自動車事故を起こして賠償責任を負った場合は、支払われない。ただし、自分のケガに対しては、傷害保険が支払われる。
- ・狩猟
  - ・地震、噴火、津波などの天災、戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など

#### ③被保険者と同居する親族に対する賠償責任

- ④被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設を壊した場合は支払われます。）
- （例）テニスのラケット、あるいはバレーボールのネットなどを借りて過ぎて壊した場合には支払われませんが、一時的に使用している体育館の窓ガラスを過ぎて割ってしまった場合は支払われる。
- ⑤被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害。
- （例）ハイキングに行くためにおにぎりを作ったが、それが原因で第三者が食中毒となった場合には支払われない。
- ⑥学校または保育所の管理下における活動に起因する損害。
- ⑦山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害。
- ⑧被保険者が、団体活動を行い、または指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害（ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、または指導している場合を除く。）
- ⑨被保険者が公務員（ただし、スポーツ推進委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害。
- ⑩日本国外で行う活動に起因する事故。
- ⑪保険期間外に発生した事故。

#### ●突然死葬祭費用保険

- ①次のような事由により生じた突然死。
- ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。
  - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転。
  - ・被保険者の心神喪失。
  - ・被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。
  - ・地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など。
- ②学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死。（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われる。）
- ③AW区分の「団体活動中および往復中」以外での突然死。
- ④日本国外での事故および保険期間外に発生した事故。
- ⑤スポーツ安全保険（傷害保険）の死亡保険金として支払い対象となる死亡。
- ⑥生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用。

## <事故の際の連絡方法>

※怪我や事故などにより保険請求が必要になった場合は、速やかにチームへ下記の申請内容をお知らせ下さい。  
チームで保険請求の手続きを行います。(⇒個人で保険請求する場合のやり方も記載しておきます。)

事故が発生した場合には、次の方法により事故の通知を行ってください。

事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金を減額してお支払いすることがあります。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

### ●傷害保険 … 怪我をされた時、等。

速やかにハガキ（郵便ハガキでも可）で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

インターネット加入の場合は、「スポ安ねっと」からも事故通知ができます。

- ・団体名
- ・団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号
- ・負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号
- ・会員登録番号または加入依頼番号 …※1
- ・加入手続日 …※1
- ・加入区分 …※2
- ・事故の日時、場所、詳細状況
- ・傷害の内容
- ・医療機関名、治療期間（見込み）

（注1）事故のご連絡をいただきますと、ケガをされた方へ保険金の請求に必要な書類一式を直接お送りいたします。

（注2）保険金請求額（手術保険金を含めない。）が10万円以下の場合、原則として領収書または診察券のコピーを添付のうえ、保険金請求書の治療状況欄へのご記入をもって医師の診断書に代えることができます。ただし、10万円以下の請求でも請求内容によって医師の診断書（自己負担）をご提出いただく場合があります。

### ●賠償責任保険 … 賠償責任を負うおそれのある事故を起こされた時。

速やかに電話で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

- ・団体名
- ・団体代表者の氏名、電話番号
- ・加害者および負傷者（物の場合は所有者など）
- ・会員登録番号または加入依頼番号 …※1
- ・加入手続日 …※1
- ・事故の日時、場所、原因、詳細状況
- ・身体の障害または物の損壊（注1）の程度

（注1）物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。

（注2）示談交渉は加害者である被保険者に行っていただきます。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分にご相談ください。

東京海上日動の承認を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合があります。

●突然死葬祭費用保険 … 突然死（急性心不全、脳内出血など）されたとき時。

速やかにハガキ（郵便ハガキでも可）で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項をご連絡ください。

インターネット加入の場合は、「スポ安ねっと」からも事故通知ができます。

- ・団体名
- ・団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号
- ・負傷者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号
- ・会員登録番号または加入依頼番号 …※ 1
- ・加入手続日 …※ 1
- ・加入区分 …※ 2
- ・事故の日時、場所、詳細状況
- ・傷害の内容
- ・医療機関名、治療期間（見込み）

---

⇒ 記入事項のチーム情報は下記の通りです。

- ・チーム名 : 特定非営利活動法人（NPO 法人） 豊島サッカークラブ
- ・団体代表者 : 田島 英佳（たじま ひでよし）
- ・団体代表者の住所 : 〒 171 - 0044  
東京都豊島区千早 3 - 38 - 7
- ・団体代表者の電話番号 : 03 - 3957 - 2161

※ 1 会員登録番号または加入依頼番号、保険加入手続日は、総務までお問い合わせ下さい。

※ 2 保険加入区分は「A 1」となります。

---

<事故の際の連絡先>

- 東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー  
フリーダイヤル : 0120 - 789 - 047  
TEL : 03 - 5223 - 3250 FAX : 03 - 3285 - 0105  
〒 100 - 8050  
東京都千代田区丸の内 1 - 2 - 1

- 詳しくは下記のホームページをご覧ください。  
公益財団法人・スポーツ安全協会 <http://www.sportsanzen.org/>

<お願い>

補償内容が不足とお考えの場合は、個別に各ご家庭で別途傷害保険にご加入下さるようお願い致します。